

# 熊本県吹奏楽連盟大会旅費等補助事業 補助金交付規程

## 趣 旨

熊本県吹奏楽連盟に加盟する団体が、主要三事業（吹奏楽コンクール、マーチングコンテスト及び小学校バンドフェスティバル、アンサンブルコンテスト）等に関わる、九州吹奏楽連盟主催の大会（以下「九州大会」とする）、全日本吹奏楽連盟主催の大会（以下「全国大会」とする）、南九州小編成吹奏楽コンテスト（以下「南九州大会」とする）への出場を果たし、その経験を県内における活動に活かすことは、本県における活動の活性化および演奏技術水準の向上という点において、非常に有益と考えられる。

この点を鑑みると、「九州大会」「全国大会」「南九州大会」への参加を助成する制度を設けることは極めて意義深いことと考えられる。この制度は本県の吹奏楽活動の活性化と水準向上、優れた成果の創出、さらには優れた人材育成へとつながり、本連盟の発展に大きく寄与できるものと考えられる。

## （事業の目的）

第1条 本事業は、本連盟に加盟する団体が「九州大会」「全国大会」「南九州大会」へ出場した場合のその活動を補助することで、その経験を県内における活動に還元することを促し、県連盟の発展に寄与貢献することを目的とする。

## （事業の内容）

第2条 本事業は、次の各項に掲げる大会への参加に必要な旅費等の補助を行う。

- (1) 九州吹奏楽コンクール
- (2) 九州マーチングコンテストおよび九州小学校バンドフェスティバル
- (3) 九州アンサンブルコンテスト
- (4) 全日本吹奏楽コンクール
- (5) 全日本アンサンブルコンテスト
- (6) 全日本マーチングコンテストおよび全日本小学校バンドフェスティバル
- (7) 南九州小編成吹奏楽コンテスト

## （事業の対象者）

第3条 本事業の対象者は、本連盟に加盟する団体で、前条各項の大会における実施規定に定められた「参加資格」を満たすものとする。

## （事業の運用）

第4条 本事業における補助金の金額等の詳細に関しては、別途「熊本県吹奏楽連盟大会旅費等補助事業実施細則」に定める。

## （補助事業の予算）

第5条 本事業に係る予算は、前年度末の理事会において決定し、当該年度4月におけ

る総会において承認を得るものとする。

(予算・決算の公表)

第6条 本事業に係る予算・決算の状況は、総会における予算書ならびに決算書に記載して公表する。

(本事業の責任の所在)

第7条 本事業の実施の責任の所在については、次の通りとする。

- (1) 本事業の実施の可否等については、最終的には理事長の判断による。
- (2) 本事業の実施内容、予算案等については、四役会が原案を作成し、理事会において決定する。

(申込みの様式)

第8条 本事業の対象となるものは、連盟指定の「熊本県吹奏楽連盟大会旅費等補助事業申請書」を用いる。

(実績報告書提出の義務)

第9条 本事業による補助金の交付を受けたものは、大会参加後、原則として1ヶ月以内に連盟指定の「実績報告書」ならびにこれに必要な領収書等の写しを添付して提出しなければならない。

なお、期限内に「実績報告書」の提出がない場合は、補助金の返還を求めるとともに、次年度以降、対象者となってもこれを交付しない。

(多重申請の原則禁止)

第10条 本事業の対象となる団体は、同一の大会の参加経費補助を他の組織の補助事業に重複して申請してはならない。

但し、経費が本事業の補助金額を大きく超えるときは、内情を連盟が精査し、理事長の判断により、総額を超えない範囲で別の補助をあわせて受けることができる。

(規定の改廃)

第11条 本規程の改廃は、理事会が行う。

【附則】本規程は、平成30年5月7日より実施する。

# 熊本県吹奏楽連盟大会旅費等補助事業 実施細則

(通則)

第1条 本細則は、熊本県吹奏楽連盟大会旅費等補助事業補助金交付規程（以下「補助金交付規程」とする）第4条により、「九州大会」「全国大会」「南九州大会」へ出場した団体の旅費等補助事業の運用に係る諸規則を定める。

(補助金の支給対象)

第2条 本事業による旅費等の補助金を支給する対象は、次の通りである。

- (1) 補助金交付規程に定める大会を対象に、九州吹奏楽コンクール及び全日本吹奏楽コンクール、南九州小編成吹奏楽コンテストについては「登録メンバー」、その他については「出場者」に係る旅費、宿泊費、楽器運搬費等を対象とする。但し、飲食費等についてはこれを含まない。
- (2) 引率者、随行員等に係る旅費等については、これを対象としない。

(補助金の金額)

第3条 本事業による補助金の額は、各大会について次のように定める。

- (1) 九州吹奏楽コンクール  
1 団体あたり2万円を上限とし、補助金の総額が実際の経費を超えないものとする。
- (2) 九州マーチングコンテスト及び九州小学校バンドフェスティバル  
1 団体あたり2万円を上限とし、補助金の総額が実際の経費を超えないものとする。
- (3) 九州アンサンブルコンテスト  
1 団体あたり1万円を上限とし、補助金の総額が実際の経費を超えないものとする。
- (4) 全日本吹奏楽コンクール  
1 団体あたり10万円を上限とし、補助金の総額が実際の経費を超えないものとする。
- (5) 全日本マーチングコンテスト及び全日本小学校バンドフェスティバル  
1 団体あたり10万円を上限とし、補助金の総額が実際の経費を超えないものとする。
- (6) 全日本アンサンブルコンテスト  
1 団体あたり5万円を上限とし、補助金の総額が実際の経費を超えないものとする。
- (7) 南九州小編成吹奏楽コンテスト  
1 団体あたり2万円を上限とし、補助金の総額が実際の経費を超えないものとする。

とする。

(申請時の提出書類)

第4条 本事業による補助金を希望する場合は、本連盟指定の「熊本県吹奏楽連盟大会旅費等補助事業申請書」に必要事項を記入し、見積書等の必要書類を添付して申請するものとする。

(補助金の返還請求)

第5条 本事業による補助金を受けた後、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の返還を請求する。

- (1) 補助金交付規程において義務付けられた実績報告書が提出されない場合
- (2) 補助金の申請内容に虚偽等、不正な事項が認められた場合
- (3) その他、理事長が、補助金交付対象者が不適合、または返納が妥当であると判断する場合

【附則】本規程は、平成30年5月7日より実施する。